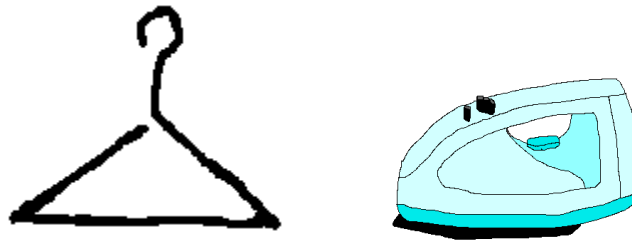


# クリーニング所(一般) の てびき



2014.2.13

町田市保健所

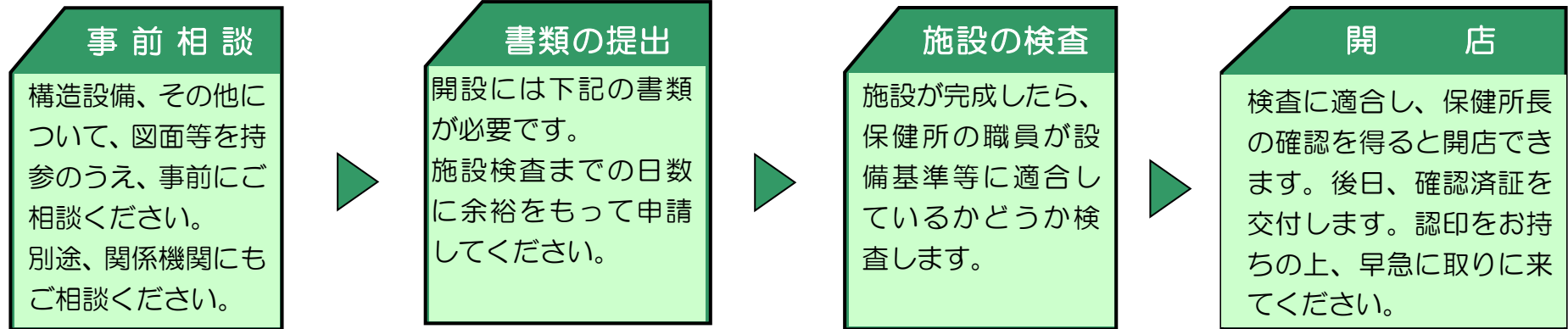
生活衛生課 環境衛生係

〒194-0021 東京都町田市中町2-13-3

電話 042(722)7354

ファックス 042(722)3249

## クリーニング所(一般)開設までの手続き



## 開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図
- 有資格者の免許証（**本証**提示）
- 検査手数料（24,000円）
- 開設者が法人の場合：会社の登記事項証明書（6ヶ月以内）（**原本**提示）

# (例) クリーニング所 (一般) 構造設備概要

## 区分処理・格納設備

○洗濯物を未洗濯、要消毒、洗濯済、仕上済に区別して処理する。

## テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

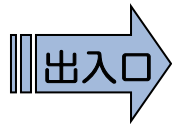
○貯蔵場所及び保管場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とする。  
○貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とする。

## 利用者に対する苦情の申出先

○クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記

## 受取り、引渡し場

○仕上品と未洗濯品が混ざらないよう区分する。



## 換気・採光・照明

○クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

## ドライ設備

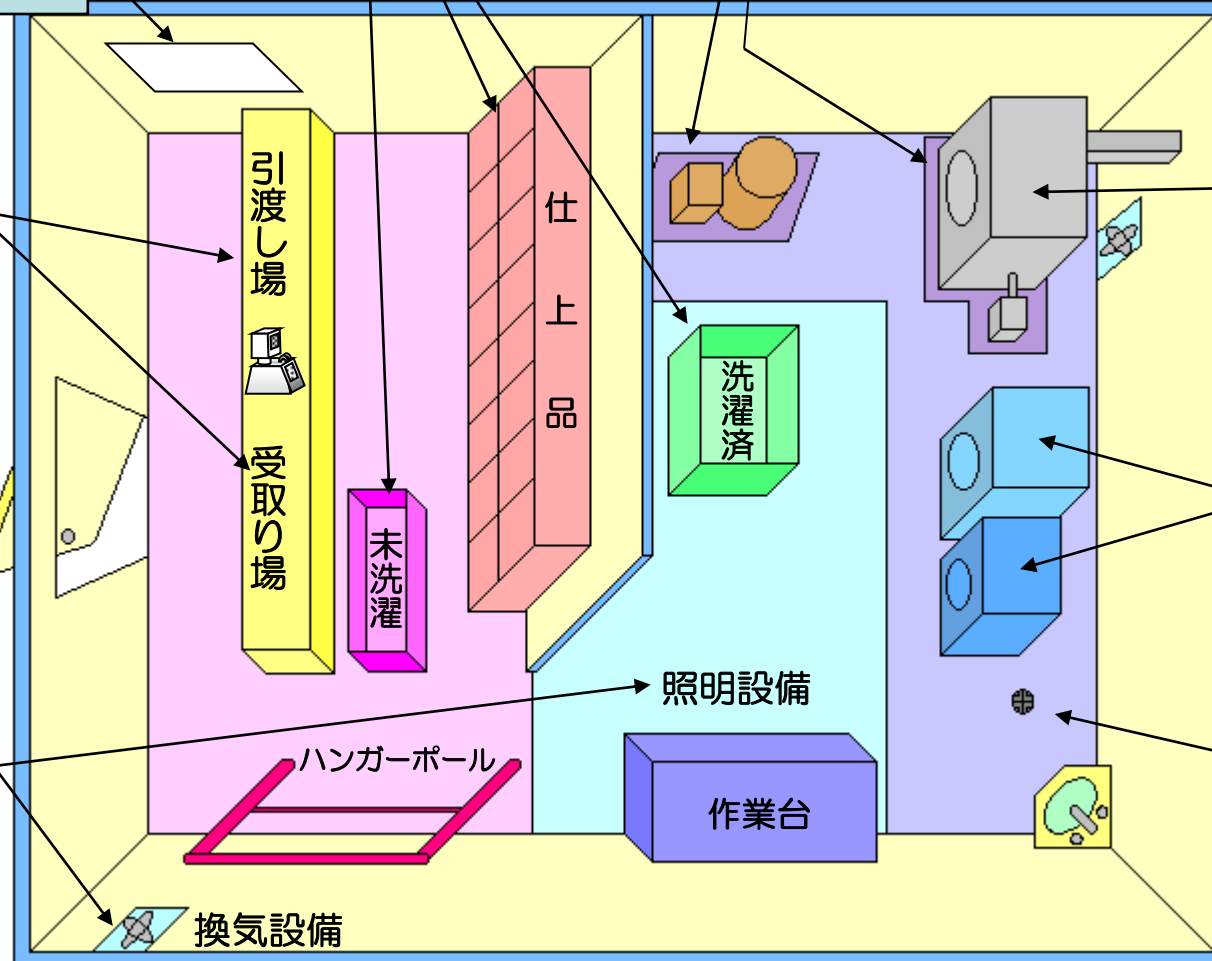
○排水処理装置・溶剤蒸気回収装置を設置すること(テトラクロロエチレンを使用する場合)。

## 業務用機械

○洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上、備える。

## 洗いの床

○不浸透性材料とする。  
○適当な勾配と排水口を設ける。



## クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

### ◆ 新規開設届

- ・ 開設者が変更（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ・ 施設を大規模に増改築
- ・ 施設を建て替え 等

#### 必要書類

- \* 「開設までの手続き」をご覧ください。

### ◆ 変更届

- ・ 法人代表者が変更
- ・ 施設を小規模に増改築
- ・ 種別を変更（一般→取次、取次→一般）
- ・ クリーニング師が変更 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。  
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（機械の台数、使用溶剤など）となります。

**\* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

#### 必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類  
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面 等）

### ◆ 承継届

- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・ 開設者（法人）が合併、または分割により承継した。

#### 必要書類

- \* 承継届

#### 【個人の場合】

- \* 戸籍全部事項証明書又は除籍全部事項証明書
- \* 承継人の全部事項証明書
- \* 相続人全員の相続同意書（相続人が2人以上の場合）
- \* 地位承継資格の確認書

#### 【法人の場合】

- \* 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

### ◆ 廃止届

- ・ 営業をやめた。等

#### 必要書類

- \* 廃止届

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

## クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。</li> <li>・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。</li> </ul>
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。
溶 剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。</li> <li>・排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。</li> <li>・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。</li> </ul>
利用者への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。</li> <li>・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。</li> </ul>
従事者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング師は全員、<b>3年に1回、研修</b>を受けること。</li> <li>・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、<b>3年に1回、講習</b>を受けさせる（研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする）。</li> <li>・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。</li> </ul>

## 関係機関一覧

<b>クリーニング師試験について</b>	
東京都福祉保健局健康安全部 健康安全課 試験免許係 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 2 1 階南側	☎ 03-5320-4358 (直通)
<b>クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等について</b>	
財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	☎ 03-3445-8751 (代表)
<b>消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等）について</b>	<b>消防法・火災予防条例</b>
町田消防署 〒194-0021 町田市中町 3-2-19	☎ 042-722-0119 (代表)
<b>排水を公共下水道に放流する場合</b>	<b>下水道法</b>
町田市役所 下水道部 管理課 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 8階	☎ 042-724-4328(直通)
<b>排水を公共下水道以外に放流する場合（水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等）</b>	<b>水質汚濁防止法</b>
町田市役所 環境資源部 環境保全課 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 7階	☎ 042-724-2711(直通)
<b>浄化槽を設置する場合</b>	<b>浄化槽法</b>
町田市役所 下水道部 下水道整備課 浄化槽係 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 8階	☎ 042-724-4306(直通)
<b>特別管理産業廃棄物について</b>	<b>廃棄物処理法</b>
東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 〒190-0022 立川市錦町 4-6-3 立川合同庁舎内	☎ 042-523-3171(代表)
<b>工場・指定作業所について</b>	<b>東京都環境確保条例</b>
町田市役所 環境資源部 環境保全課 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 7階	☎ 042-724-2711(直通)
<b>用途地域について</b>	<b>都市計画法</b>
町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 8階	☎ 042-724-4254(直通)
<b>建築確認について</b>	<b>建築基準法</b>
町田市役所 都市づくり部 建築開発審査課 建築審査係 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 8階	☎ 042-724-4413(直通)